

A…太政官符「應以諸國寺院之梵鐘鑄造大砲小銃事」
(丸田篤家文書…公文書センター所蔵)

太政官符 五畿内七道諸國司

應以諸國寺院之梵鐘鑄造大砲小銃事

右正二位行権大納言藤原朝臣實萬宣奉 勅

夫外寇事情固所深被惱

宸襟也、況於緇素何有差異、頃年墨夷再来入

相模海岸今秋魯夷渡来畿内近海、國家急務

只在海防、因欲以諸國寺院之梵鐘鑄造大砲小銃

置海内枢要之地備不虞、速令諸國寺院各存

時勢本寺之外除古来名器及報時之鐘其他

悉可鑄換大砲為

皇國擁護之器及邊海無事之時復宜銷兵器

以為鯨鐘不可存異議者、諸国兼知依宣行之

符致奉行之者被仰出候事

権右中辨正五位上兼左衛門権佐藤原朝臣判

安政元年十二月廿三日

太政官符 五畿内七道諸国司

まさに諸国寺院の梵鐘を以て大砲小銃を鑄造すべき事

右、正二位行権大納言藤原朝臣実萬宣奉

勅を奉るに、

夫外寇事情固より深く宸襟(天皇の心)を悩ませらるゝ所なり。いわんや緇素(僧侶と俗人)に於いて何の差異有らむ。頃年(近年)、墨夷

(アメリカ)相模海岸に再来入し、今秋魯夷(ロシア)シア)畿内近海に渡来し、國家の急務ただ海防

にあり。因って諸国寺院の梵鐘を以て大砲小銃を鑄造し、海内枢要(重要)の地に置き、不虞

に備えんと欲す。速やかに諸国寺院に令し、各時勢を存じ、本

寺の外、古来の名器及び報時の鐘を除き、その他は悉く大砲に鑄換え、皇國擁護の器と為

すべし。辺海無事の時、また宜しく兵器を銷か

し以て鯨鐘(大きな鐘)と為すべし。異議存ずべからず、者。

諸国承知し、宣に依りて之を行へ。符、到らば之を奉行(文書の内容を実施)せよ、者と仰

せ出され候事

権右中辨正五位上兼左衛門権佐藤原朝臣判

安政元(一八五四)年十二月廿三日